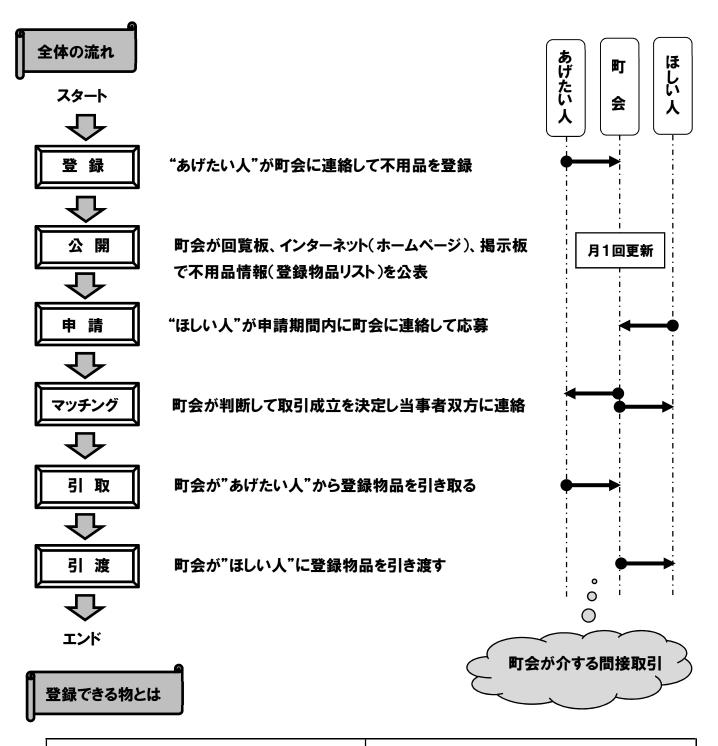
『不用品譲りますコーナー』 運用マニュアル

令和6年1月作成 赤井Rプロジェクト



登録できる物 〇	登録できない物 ×
 ・家具類、家庭電気製品 ・健康器具、コンピューター用品 ・衣類、靴、布団(未使用に近いもの) ・食器、台所用品、陶器 ・ベビー用品、子ども用品、おもちゃ ・スポーツ用品、娯楽用品、趣味用品 ・楽器、音楽CD、DVD ・ゲームソフト、雑誌、書籍など 	 動植物、食料品 化粧品 貴金属 医薬品類、医療用品 修理が必要なもの チケットなどの金券類 バイク、自動車など名義変更が必要なもの 法令や公序良俗に反するもの

専用電話 (050-6880-2925) に下記事項を連 ① 住所、氏名、電話番号(自宅&携帯) ② 物品名、型式 ③ 仕様、特徴、サイズ ④ 写真(数枚程度) ⑤ 購入時期、使用頻度、状態、その他 次の3パターンにて登録物品リストを公表 月1回の頻度で月初更新 ① 回覧板:月初の回覧物 ② インターネット:赤井町会ホームページ ③ 掲示板:町会会館駐車場入口の町会掲示板(市掲記) 必ず申請期間内に専用電話 (050-6880-2925) 連絡して応募受付 ① 住所、氏名、電話番号(自宅&携帯) ② 町会加入の有無(有の場合、地区&班) ③ 登録番号、登録物品名 申請期間終了後に町会担当者が取引成立を決定して "ほしい人"とに連絡(申請が無かった物品は次回更新特定の登録物品に"ほしい人"が複数存在した場合、町し、町会加入者が複数存在した場合には町会担当者が。	IJ
公開方法 (登録内容を知るには) (登録内容を知るには) (登録内容を知るには) (登録内容を知るには) (② インターネット:赤井町会ホームページ (③ 掲示板:町会会館駐車場入口の町会掲示板(市掲売が事) (本募するときは)	絡して登録
連絡して応募受付 ① 住所、氏名、電話番号(自宅&携帯) ② 町会加入の有無(有の場合、地区&班) ③ 登録番号、登録物品名 申請期間終了後に町会担当者が取引成立を決定して "ほしい人"とに連絡(申請が無かった物品は次回更新 特定の登録物品に"ほしい人"が複数存在した場合、町 し、町会加入者が複数存在した場合には町会担当者が	回 (水回)
マッチングについて 特定の登録物品に"ほしい人"が複数存在した場合、町 し、町会加入者が複数存在した場合には町会担当者が	う)に下記事項を
取引成立決定後に町会担当者が"あげたい人"から登録	時に再掲載) 会加入者を優先
引取について て町会会館に移動して一時保管	禄物品を引き取っ
引渡について 町会担当者が"ほしい人"に連絡して町会会館にて登録	物品を引き渡す
あげたい人が専用電話(050-6880-2925) 但し、"ほしい人"が決定した後の取下は不可	に連絡して取下

特記事項

- ▶ 基本的に無償取引のみとし、有償取引は不可とします
- ▶ "あげたい人"と"ほしい人"とが直接顔を合わすことはありません
- > "あげたい人"と"ほしい人"の個人情報は町会担当者が責任をもって 厳重に管理し、細心の注意を払って取り扱います